

権利関係②① 相殺

○×式確認問題 【解答・解説】

- × 相殺において、相殺する債権を受働債権といい、相殺される債権を自働債権という。
逆である。相殺する債権を自働債権、相殺される債権を受働債権という
- × 相殺可能な債権は、同種の目的を有することが要件とされるが、一定の場合には、別の目的を有する債権でも相殺することができる。
相殺可能な債権は、同種の目的を有することが要件とされ、別の目的を有する債権は相殺できない
- × 自己が不法行為の加害者で、被害者となった者に反対債権を持っていたときは、
当該不法行為に係る損害賠償債権を受働債権として相殺することができる。
被害者が持つ損害賠償債権を自働債権として相殺することはできるが、受働債権としての相殺は許されない。言い換えると、加害者から相殺の意思表示は言えないが、被害者が加害者に対する債務について、返済の代わりに相殺するという意思表示をすることができるということ
- × 相殺の意思表示に、期限を付けることはできないが、条件を付けることはできる。
相殺の意思表示に、条件も期限も付けることはできない
- 5 相殺の効力は、相殺適状が生じたときにさかのぼる。